

## 第1回 期間入札による

# 差押財産(動産)の公売

税の公平公正を保つことを目的に税滞納者の財産差押などの滞納処分を行っています。今回、住民税・国民健康保険税・軽自動車税などの徴収のために差し押えた物件(動産)の公売を行います。

○公売の方法 期間入札(郵送での入札はできません)

○入札期間 平成22年3月16日(火)から  
平成22年3月18日(木)

○入札時間 午前9:00から午後5:00まで

○場所 武雄市役所 税務課

### ○当日必要なもの

- ① 免許証や保険証などの本人確認書類
- ② 印鑑(認印可。法人の場合は代表者印)
- ③ 代理人が入札する場合は委任状が必要

### ○その他

- ① 開札は、平成22年3月19日(金)に行います。  
落札者へは3月19日(金)に電話で連絡します。
- ② 代金の納付は3月23日(火)～3月26日(金)9時～17時 市役所税務課。
- ③ 物件の引渡しは、代金の納付後に行います。
- ④ キズや傷みのある物品があります。引渡しは代金納付時の現況有姿で行います。  
返品やクレームは一切受け付けませんのでご理解のうえ入札に参加してください。
- ⑤ 備え付けの注意事項等を必ずご確認ください。

【公売財産】 全8点(裏面をご覧ください。)

お問い合わせ

武雄市役所 政策部 税務課 収納対策室 Tel0954-23-9220